

居宅介護支援事業所椿寿園 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人真亀会 特別養護老人ホーム椿寿園が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 居宅介護支援事業所椿寿園
- ② 所在地 真岡市亀山350-20

（職員の職種名、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種名、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 （兼務）
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 介護支援専門員 2名 1名は管理者兼務
指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

（営業及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月～土曜日（12月30日から1月3日までを除く）

- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、要介護者の依頼を受けて指定居宅介護支援を提供するものとする。

その場合の利用料の額は、厚生労働省令の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定受領サービスであるときは利用料を徴しない。

- ① 介護サービス計画の作成。
- ② 介護サービス計画に基づくサービス提供の進行管理。
- ③ 介護サービスに基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付。処理。
- ④ その他介護サービス計画の達成に必要な事項。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実績を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 最短で送迎道順の実施区域境から、片道10km未満 300円
- ② 最短で送迎道順の実施区域境から、片道10km以上 500円

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、真岡市、茂木町、市貝町、芳賀町、益子町、宇都宮市、上三川町とする。

(虐待の防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、委員会や担当者等は、併設の特別養護老人ホームと協力・連携して行う。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待のための研修を定期的を実施する。
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅

介護支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内。

② 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真亀会理事長が別に定めるものとする。

尚、就業規則 第3章【服務】第25条・第26条・第27条・第28条に追記されたセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止や相談窓口の設置対応及び個人情報保護について順守すること。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 2月19日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。